

建築士事務所登録変更届の手引き（建築士法第23条の5）

登録後、次頁表の変更事項に該当する場合は、14日以内（所属建築士の変更については、3ヶ月以内）に変更の届出を行う義務があります。次頁表にしたがって必要な書類を提出して下さい。（提出部数は正本1部、副本1部となります）

	変更内容																			
	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
複数の変更がある場合は、1枚の登録事項変更届出書に内容を全て記入してください。	建築士事務所の名称変更	（個人） 建築士事務所の所在地	（法人・本店所在地変更含む） 建築士事務所の所在地	（開設者の氏の変更のみ※1） （個人事務所の登録者のみ）	法人事務所の商号変更	法人事務所の代表者変更	法人事務所の役員就任	法人事務所の役員退任	管理建築士の変更	所属建築士の変更										
必要な書類	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副	正	副
⑦建築士事務所登録事項変更届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
役員名簿											○	○	○	○	○	○				
所属建築士変更事項																	○	○	○	○
⑧建築士事務所登録事項変更における添付書類																				
略歴書（添付書類ロ）							○	○			○	○					○	○		
誓約書（添付書類ハ）							○	○			○	○	○	○						
その他の添付書類																				
履歴事項全部証明書（正本に原本添付）					○	○			○	○	○	○	○	○	○	○				
建築士免許証 （原本照合及び写し提出）																	○	○		
管理建築士講習修了証 （原本照合及び写し提出）																	○	○		
事務所所在地周辺地図			○	○	○	○														
住民票							○	○												
写真（横3cm×縦4cm程度）											○						○			

- ※1 個人での事務所登録の場合、開設者の変更はできません。（登録開設者の氏名のみの変更を除く）
- ※2 本社所在地の変更のみ必要となります。建築士事務所所在地のみの変更の場合は、不要です。
- ※3 建築士事務所の所在地変更のみ提出をお願いします。

注意事項

- 注① 以下の内容が変更の場合は、変更届ではなく事務所登録再申請（新規登録）となります。
 ・登録級の変更 ・個人事務所から法人事務所へ変更、またはその逆 ・個人事務所の開設者の変更
- 注② 法人事務所の場合は、法務局登録印を使用してください。
- 注③ 写真は貼らずにそのまま提出をお願いします。
- 注④ 管理建築士変更の場合は、後任の管理建築士の方の建築士免許証及び管理建築士講習修了証の原本確認が必要となりますので、提出の際にご持参をお願いします。（確認後原本は返却）